

損害賠償及び和解に関する件

平成28年(2016年)9月21日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

石狩郡当別町在住者

2 事故の概要

(1) 平成28年3月4日、札幌市中央区宮の森4条11丁目17番先路上において、凍結路面の下り坂でスリップした環境局の塵芥車^{じんがい}が、対向車線に停車していた相手方が乗車する自動車に接触した。

(2) これにより、相手方の所有する自動車が破損するとともに、相手方は、腰椎捻挫及び頸部捻挫の傷害を負い、約4か月間通院した。

3 損害賠償の額

(1) 物損分

937,656円

(2) 人損分

624,863円

(3) 合計額

1,562,519円

(理由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。